

(趣旨)

第1条 この告示は、市が設置する社会教育施設の利用が、次条各号に掲げる条例に規定する営利団体が利用する場合(以下「営利利用」という。)に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この告示の対象となる社会教育施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 古河市生涯学習センター総和の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第148号)に基づき設置する古河市生涯学習センター総和
- (2) 古河市ユースセンター総和の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第154号)に基づき設置する古河市ユースセンター総和
- (3) 古河市地域交流センターの設置及び管理に関する条例(平成23年条例第29号)に基づき設置する古河市地域交流センター
- (4) 古河市交流センターの設置及び管理に関する条例(平成29年条例第10号)に基づき設置する古河市交流センター

(基準)

第3条 対象施設を利用するもの(以下単に「利用者」という。)が、法人その他の団体又は個人事業主である場合であって、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、営利利用に該当するものとする。

- (1) 営利活動、営利を目的とする勧誘又は説明会等
 - (2) 社員研修会(福利厚生のための利用を含む。)、講習会等
 - (3) 講演会、演奏会、発表会等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、金銭的な利益を得ようとし、又は金銭的な利益に繋がる行為
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が自ら金銭的な利益を得、若しくはその構成員に金銭的な利益を分配する目的以外の目的で対象施設を利用する場合又は市民に対し公益的サービスを提供するために対象施設を利用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、営利利用に該当しないものとする。
- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人が利用する場合
 - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号の公益法人が同条第4号の公益目的事業を実施するために利用する場合
 - (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の社会福祉法人が同法第2条の社会福祉事業又は同法第26条第1項の公益事業を実施するために利用する場合
 - (4) 社会教育関係団体が広く市民を対象とした公開講座等の事業を実施する場合(有償で実施する場合は、講師謝礼程度の費用を賄うために徴する場合に限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、古河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認める場合

(確認)

第4条 当該職員は、対象施設の利用の申請を受けたときは、当該利用が営利利用に該当するかどうか書面又は口頭により確認するものとする。この場合において、必要に応じて申請者の設立規約、事業計画書、財務書類等の提出を求め、これらの書類を確認するものとする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、営利利用に関する基準について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。